

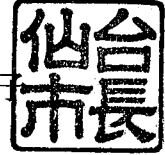
新 設 届 出 意 見 書

H29 経産地 第 956 号

平成 29 年 10 月 16 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

仙台市長 郡 和子



宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定による意見及びその理由は、下記のとおりです。

記

特定大規模集客施設の名称	(仮称) カインズ仙台泉店	
特定大規模集客施設の新設(変更)の届出年月日	平成29年5月31日	
特定大規模集客施設の新設(変更)に係る届出の内容に係るコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由		
(意見)		
上記の特定大規模集客施設の設置にあたっては、以下の点について十分配慮されたい。		
一 本施設の計画地は、用途地域が第二種住居地域であるので、2棟以上の商業施設が駐車場の施設を共用することにより一体的な利用がされる場合、これら2以上の建築物の床面積の合計は1万㎡を超えることができないので留意されたい。なお、当該届出に係る図面を見る限り、一体的な利用がなされると見受けられるにもかかわらず、当該面積の合計が1万㎡を超えていると考えられる。		
一 交通、駐車場、騒音、緑化等の計画、工事、開店後の運営について、関係法令及び条例を遵守し、関係機関との協議を行うなど、適切な配慮を行うこと。		
一 周辺住民への周知を適宜行うとともに、住民より苦情、協議等の要望があった場合には、説明会の開催等、真摯に対応すること。		
また、届出書「3. 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を確実に実現するために、必要に応じ設置者側から関係機関に申し入れて協議を行うこと。		
(理由)		
関係法令を順守するとともに、コンパクトで活力あるまちづくり推進の見地より、当該施設が立地する地域は、周囲が住宅地であり、立地する企業にも地域住民等との協働が求められることから、地域の生活環境の保持に配慮し、また、地域貢献活動を行うことが必要であるため。		
担当者連絡先	所 属	仙台市経済局産業政策部地域産業支援課
	担当者名	田村 史
	電話番号	022 (214) 1004